

平成30年度糸島市社会福祉協議会事業計画

1 基本理念

糸島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、「(い) 糸島に住み続けることを願い、(と) 共に生きる地域社会を願い、(し) 幸せに誰もが暮らせることを願い、(ま) 街が元気になることを願う」そんな願いの実現をめざす地域福祉の中核組織として、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉コミュニティの形成を目指して活動を推進します。

2 基本方針

糸島市と一体的に策定した糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「市地域福祉計画等」という。）に基づき、計画目標の達成に向けて、行政区長会、民生委員児童委員協議会、校区社会福祉協議会、福祉委員、ボランティア等、地域を支える団体や個人が協働する地域福祉活動を充実させます。

国においては、急増する社会保障費の抑制や福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関・制度では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間問題」の解決を図る観点から子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「我が事・丸ごと 地域共生社会」（ニッポン一億総活躍プラン）の実現と地域包括ケアシステムの構築・深化を柱に社会福祉が推進されています。

市社協では、生活支援体制整備事業（平成28年度4月）と我が事丸ごとの地域づくり推進事業（平成29年度10月）を市から受託し、市社協の公益性と地域福祉推進の専門性を生かして、地域の多様な主体と協働し、福祉コミュニティの形成を目指します。

そのため、地域福祉活動への住民参加や福祉教育の推進を図るとともに、多様な在宅福祉サービスやボランティア活動と協働し、種別分野を超えた対応、生活

困窮や社会的孤立問題への対応、専門機関とも連携した権利擁護の取り組みが一体となった地域の総合相談・生活支援の拠点体制の構築に向け、役職員一体となって取り組んでいきます。

平成 30 年度は、市地域福祉計画等の最終年度となることから、計画の進捗状況の評価を行い、平成 31 年度から 5 力年の第 2 次市地域福祉計画等策定を行います。社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画は福祉の各分野計画の上位計画に位置付けられ、各福祉分野の課題に横断的に対応する計画が求められています。

市社協では、誰もが安心して暮らすことのできる社会を目指し、「福祉でまちづくり」を進める視点をもって、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決に向けた取り組みを支援するとともに、地域福祉活動を担う人や組織、それらを支援する地域の社会資源のネットワークづくり、重層的な支援体制の構築を推進する計画作成に努めます。

3 重点目標

(1) 小地域福祉活動の推進

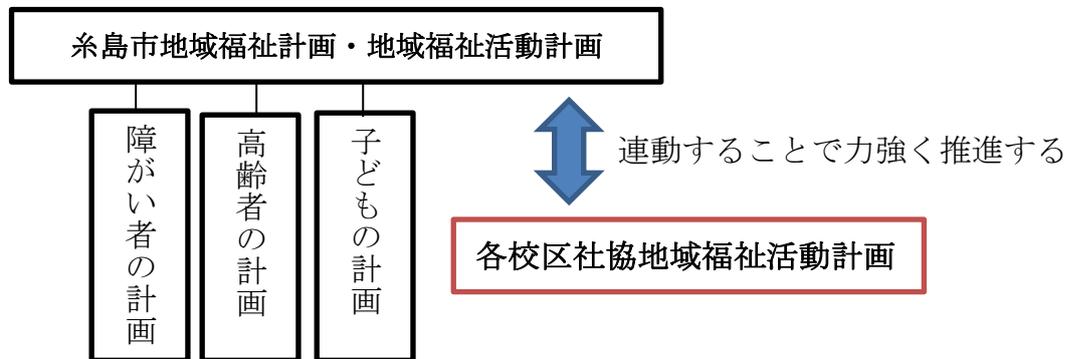
市地域福祉計画等に基づき、ひとり暮らし高齢者等の見守りをはじめ地域の特性を生かした活動を進めるため、校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員の活動の充実発展を目指し、重点的な支援をします。

小地域福祉活動では、15 校区社協の協力を得て実施した住民ワークショップにより校区の福祉課題や生活課題、その課題解決への具体的な取り組みについて整理しました。本年は、校区社協を中心に、住民が主体的に地域の福祉課題や生活課題について話し合える場づくりを推進します。

幅広い市民が参加できる場づくりに努め、課題把握のみでなく、課題解決の実践を積み重ねながら、地域の取り組みを支援します。

また、校区社協を中心にしたこれまでの各校区での活動を基盤に校区社協版の地域福祉活動計画（簡易）の策定を支援します。

推進にあたっては、事業を増やすのではなく、既存事業を見直しながら、計画的な取り組みに変えていきます。



(2) ICT の活用による「ボランティア・地域イベント情報アプリ」の導入

糸島市の第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成26年～平成30年）の基本目標「より広く つたえよう みんなのもとへ」の28項目『地域福祉に関する情報発信の充実』を達成するため、広報紙やホームページを活用し、福祉をより身近に感じてもらえるよう情報発信に努めます。さらには、本年度は市全域や校区ごとに行事やイベントの周知や参加の呼びかけ、又は市民の助勢・ボランティアの募集、災害時のボランティア要請、将来的には、地域課題や生活課題の取り組みに対するクラウドファンディングを活用した仕組みについても導入を検討し、老若男女、地元の方はもちろん、移住された方など幅広い層とのかけはしとなる「スマホで見られるボランティア・地域イベントアプリケーション」を導入します。

【基本コンテンツ（案）】

- ①市社協・校区社協・福祉・ボランティア団体等からのイベント・ボランティア情報の発信
- ②地域ささえあい推進員、サポーターの会員サイト（生活サポートの報告、民生委員・児童委員、包括職員との情報共有）
- ③命のメール（電話）、緊急通報のボタン、悩みごとのボタンで社協や包括へ連絡相談できる仕組み
- ④テーマ型クラウドファンディングの機能（将来）



「一部の役員」から「オールいとしま」に

ボランティアが集まらない・・・のではなく

情報がわからない、知らないから参加できなかった

声をかけたら、お願いしたら、やれるという人は、糸島に大勢いるのでは♪



(3)総合的なあんしん生活サポート事業の推進(地域包括ケアシステムの深化)

高齢者を対象にしたあんしん生活サポート事業が本年度から実施されます。同様の仕組みを用いて、子ども・障がい者等、分野を超えたサポートについても検討を進め、関係機関や団体と協働し、総合的な生活サポート体制の構築を目指します。

特に校区で課題解決を図るための活動については、課題の大小に関わらず実績を積み上げ、好事例をつくり、社会福祉法人の地域貢献事業との連携や共同募金の配分金を活用し、積極的に住民主体の取り組みを推進します。

また、糸島市役所の各課のボランティアによる活動の実態について、アンケート調査等を実施し、養成している地域ささえあい推進員や地域ささえあいサポーターに情報を提供し、活性化を図ります。



住民が主体的に地域課題を把握し、その課題解決を試みる場



(生活支援体制整備事業・地域力強化推進事業)



糸島市あんしん生活サポート事業

(4) ボランティア活動、福祉教育の充実

平成 29 年度に糸島市社協ボランティアセンターが、市社協に登録しているボランティア団体にヒアリングした結果、従来からある会員の高齢化問題、役員
の担い手不足の問題をはじめ、市民への周知、活動に有用な資金の確保、他団体
との交流、行政や市社協への要望も多数出されています。行政や市社協の役割へ
の期待がますます重要で、市のボランティアに関係する各課と連携した団体支
援が望まれます。

今後、市社協の地域福祉ネットワークを活かして、地域住民の連携、専門的な
ボランティア・各種団体との協働を推進していくため、地域とボランティアの相
乗的な効果を上げられるボランティアセンター機能の充実を図ります。

学校における福祉教育では、社会貢献教育を市社協福祉教育の柱の一つとし
て、小学校、中学校に働きかけ。協力可能な学校から「寄付の教室®」を展開し
ます。

社会貢献教育とは、寄付やボランティアなどの社会貢献について子どもたち
が楽しみながら考える体験型のプログラムです。社会の中での自分の役割を実
感することで自己肯定感を醸成することにもつながります。学校を地域に開き、
地域との関係を築くきっかけになります

また、本年度は、市社協の福祉教育推進計画を作成し、市の関係課と連携を図
りながら第 2 次市地域福祉計画等に計画化できるよう、福祉教育の充実に努め
ます。

寄付の教室®とは

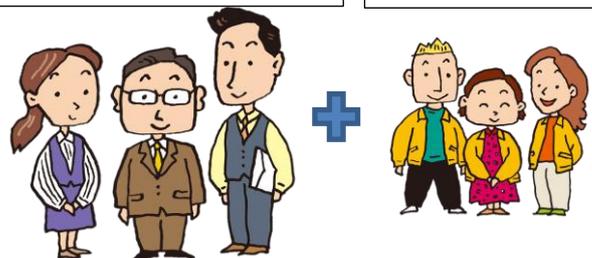
子どもたちが社会課題を知り、自
らの価値観で社会的な活動を応援す
ることの楽しさ、そして様々な価値
観や考え方の違いを認識し、互いに
助け合い自分たちがベストだと考え
る応援方法を選択していくことの難
しさなどを、学ぶ90分(45分×
2コマ)プログラムです。

指導



社会貢献教育ファシリ
テーター(市社協職員)

市内のNPO・
ボランティア団体



社会貢献教育ファシリテーターとは、社会
貢献に関するさまざまな教育プログラム
を理解し、学校教育現場に社会貢献に関す
るプログラムを提供する案内役です。

(5) 安定した介護保険等事業の運営

介護保険法事業の平成30年度報酬改定では、全体で0.54%のプラス改定となり、それぞれの介護サービスにおいて、地域包括ケアシステムの推進、利用者に対する自立支援・重度化防止に対応した質の高い介護サービスの充実が求められます。

地域包括ケアシステムの推進では、在宅や施設でのターミナルケアや看取りがますます重視され、居宅介護支援（ケアプランの作成）事業には、末期の悪性腫瘍と診断された利用者のターミナルケアマネジメント加算の新設や医療から介護へスムーズに移行できるよう、新たな加算等が加わります。

自立支援・重度化防止では、訪問介護事業においては、身体介護をより重視する一方で、生活援助の報酬が引き下げられ、生活援助ヘルパーの研修も簡略化されます。また、医療提供施設のリハビリ専門職や医師が訪問して行った場合の評価をするため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に生活機能向上連携加算が新設されます。

市社協が経営する各事業の推進にあたっては、こうした介護報酬の改定内容に対応し、医療との連携強化や利用者の地域での自立生活の支援に焦点を当てたケア内容の充実、利用者・家族・事業者との情報共有に努めます。

障がい福祉サービスについても、平成30年度報酬改定では、全体で0.47%のプラス改定となり、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた障がい者の地域移行・地域生活の支援の充実、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点（グループホーム）等整備の促進、機能の充実・強化を図ることが求められます。

市の委託事業からの移行に伴い大幅に利用が増えた放課後等デイサービス事業（あごらクラブ）では、管内でも事業所の開設が急増しており、利用者は減少傾向にあります。市社協では、作業療法士の配置を生かして療育活動の充実を図り、障がい特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上が図られるサービス提供に努めます。

また、介護サービス・障がい福祉サービスともに、介護人材の確保が大きな課題となっています。今後も、各事業所の経営状況をふまえ、必要な人員の確保に

努めるとともに、共生型サービス（介護保険事業所が共生型事業所として障がい福祉サービス事業所の指定を受けることができる）も新設されることから、柔軟で効率的な事業運営ができるよう事業所の統合を含めたサービス提供体制の整備を進めます。

（６）財政運営の適正化

平成 27 年度下半期から平成 32 年度末までを集中的な取り組み期間とする「糸島市社会福祉協議会財政健全化計画」の推進では、計画期間の中間年を迎え、計画の進捗状況についての評価を行い、新たな課題への対応を図っていく必要があります。

これまでの取り組みを継続しつつ、経常活動による収支が赤字となっている事業については、事業所の統合を含む事業運営の見直しや人員の適正化、改定された介護保険制度等の動向に対応した事業活動により、収支均衡した予算への転換を図ります。

また、市から受託した新規事業をはじめ、時代のニーズに対応した新たな取り組みが求められるなか、限られた職員体制により業務を推進していくために、既存事業について目的、内容、有効性及びこれまでの経緯にも配慮しながら、事業の成果や課題を確認し、具体的な見直しを図ります。

市補助金については、平成 29 年 8 月に「糸島市補助金交付の基本指針」が示され、事業補助への移行、補助金の効果検証と公表が行われることになっています。

市社協では、経営基盤強化委員会を開催し、地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進していくための事業戦略や組織経営基盤の整備・強化に向けた取り組みを推進します。

（７）生活困窮者支援・権利擁護事業の充実

生活困窮者支援では、社協事業である生活福祉資金の貸付や福祉金庫の貸付事業において、市の関係各課との協力が不可欠であり、金銭的な一時解決のみ

ではなく、自立した生活の再建を目標に地域内にあるさまざまな社会資源へつなぎ、協働して問題解決を努めます。

また、昨年度から社会福祉法人の公益事業として開始した「ふくおかライフレスキュー事業」の糸島地区連絡会の事務局を担い、制度の狭間の諸問題や生計困難等の新たな福祉課題に対して、糸島地区の社会福祉法人が柔軟に対応し、地域のセーフティネットの構築を目指します。さらには、本年度は、生活困窮者のニーズに総合的な対応ができるよう、フードバンク事業の創出に向けた取り組みの調査研究を行います。

フードバンク事業とは、「食料銀行」を意味する社会福祉活動です。まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人や施設に届ける活動を言います。食品をいただく入口の部分、食品を扱うので、徹底した衛生管理の部分、困窮した個人・世帯、関連する施設・団体へ届ける仕組み等の出口の部分があり、関係者・関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

権利擁護事業では、認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない人の暮らしを支えるため、福岡県社協を基幹社協とする日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳預かり等）を実施するとともに、NPOと市民が主催している成年後見の学習会に参加しながら情報共有、情報交換をしています。今後は、市民後見人研修や法人後見事業の実施について検討を進めます。

近年の相談内容は、複雑多岐にわたり深刻化する傾向にあることから、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の多機関多職種連携によるチーム対応力の向上や部署間横断の相談支援体制づくりが求められます。

複合化した地域生活課題を解決するための体制整備に向け、生活困窮者自立相談支援事業を見据え、地域福祉推進機関としての社協の専門性や福祉ネットワークを生かして、総合相談・支援体制の構築を目指します。

4 主な事業実施計画

(1) 法人運営[根拠：社会福祉法及び定款]

【主管：総務課】

No.	業務名	主たる内容
1	理事会・評議員会等業務	①理事会・評議員会の開催、監査に係る業務 ②理事・評議員・監事の選任、報酬及び旅費等に係る業務
2	法人運営業務	①定款/諸規程に係る業務 ②管理業務（各種契約等管理業務） ③職員の健康診断等の福利厚生業務 ④人事労務管理に関する業務 ⑤給与計算、社会保険、退職共済に関する業務 ⑥その他財務会計業務 ⑦車両・保険管理業務 ⑧文書受付・保管業務
3	連絡調整業務	①行事計画、役職員研修の調整業務 ②他団体が主催する会議等への役職員の派遣 ③研修会・講座等への職員派遣 ④視察研修、実習生等の受け入れ ⑤後援名義の使用許可
4	普及・宣伝等業務	①社協広報紙「みんなのふくし」の発行業務 ②ホームページの更新、管理業務 ③広告に関すること
5	心配ごと・法律相談業務	①年間計画の作成、弁護士・民生委員調整依頼 ②実績、管理、相談受付準備業務
6	衛生委員会	①衛生委員会（毎月1回）の開催に係る業務

【主管：経営管理課】

No.	業務名	主たる内容
7	財務管理業務	①法人及び各事業に係る財務会計、予算・決算 ②その他財務会計業務

8	会費等推進業務	①社協会費、地域ささえあい費の推進業務 ②寄付金等の管理業務 ③慶弔費・寄付金に係る業務 ④自主事業に関する調査研究
9	経営基盤強化委員会	①委員会の開催に係る業務全般 ②糸島市社協の経営状況の把握、課題整理、分析 ③糸島市社協の経営基盤強化方策審議・報告
10	苦情解決第三者委員会の開催 (介護、障害、児童に係る)	①第三者委員会の開催(年2回) ②第三者委員会の開催に係る業務

(2) 指定管理施設運営[根拠：指定管理者基本協定]

【主管：総務課】

No.	指定管理施設名	主たる内容
1	健康福祉センターあごら	①管理業務(各種契約等管理全般業務) ②貸館業務(窓口業務、利用料金出納業務、利用身 績管理業務等)
2	健康福祉センターふれあい	③運営業務(施設・備品、利用状況点検及び消耗 品の点検補充)
3	高齢者福祉施設二丈苑	④その他、市が指示する業務

(3) 地域福祉推進事業[根拠：社会福祉法及び定款、地域福祉計画]

【主管：地域課】

No.	事業名	主たる内容
1	小地域福祉活動推進事業 (小地域ネットワーク活動)	①校区社会福祉協議会活動助成 ②校区社協学習会職員派遣、視察調整・同行等 ③校区社協会長・局長会議 ④校区社協事務局長会議 ⑤福祉委員の選出依頼、福祉委員全員研修会 ⑥小地域ネットワーク福社会活動助成 ⑦福社会学習会職員派遣、その他活動支援業務 ⑧福社会代表者会議 ⑨地域包括支援センターとの連携協力

		<ul style="list-style-type: none"> ⑩地域ケア会議への参加（5圏域） ⑪校区ワークショップ（2日間,5校区） ⑫出前講座（8講座） ⑬他市町（県内・県外）視察の受け入れ、調整 ⑭その他、支援調整業務他、必要な業務
	<p>[地域福祉計画との整合性]</p> <p>実施項目3：地域交流の促進 実施項目6：福祉委員への支援 実施項目7：校区社協の組織強化 実施項目8：小地域ネットワーク福祉会の設置・推進 実施項目9：一人暮らし高齢者等見守り活動強化 実施項目19：地域包括ケアシステムの推進 実施項目20：糸島市あんしん見守り推進会議の推進 実施項目21：高齢者虐待防止対策の推進 実施項目22：障がい者虐待防止対策の推進 実施項目23：児童虐待防止対策の推進 実施項目24：自殺予防対策の推進 実施項目25：認知症サポーターの育成とSOSシステムの強化 実施項目28：地域福祉に関する情報発信の充実 実施項目30：地域の福祉課題や福祉ニーズの把握</p>	
2	<p>当事者活動・福祉団体等 育成支援事業（助成含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①シニアクラブ連合会（市）との連携支援 ②身体障害者福祉協会（市）との連携支援 ③母子等寡婦福祉会（市）との連携支援 ④手をつなぐ親の会（市）との連携支援 ⑤精神障害者家族会いとしま会(市)との連携支援 ⑥聴覚障害者福祉協会との連携支援 ⑦在宅介護者の会活動支援 ⑧臨床動作法研究会“レインボーサークル”支援 ⑨その他、個人・団体・企業等からの相談、連携調整・支援業務
	<p>[地域福祉計画との整合性]</p> <p>実施項目11：糸島市シニアクラブ連合会の活性化 実施項目29：障害者への情報提供 実施項目30：地域の福祉課題や福祉ニーズの把握</p>	
3	<p>ボランティアセンター事業 （ボランティア活動推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動支援及び連絡調整（相談・情報提供・コーディネート） ②ボランティア活動保険業務 ③ボランティア団体助成業務 ④ボランティア連絡協議会役員会、部会議（3部会）、代表者会議 ⑤会員研修会（年3回,各部会で開催） ⑥ボランティア・福祉祭りの開催 ⑦市民ボランティア講座（年3回,各部会で開催） ⑧災害ボランティアセンターの運営訓練（年1回） ⑨福岡県ボランティアの集いの参加協力

		⑩福祉体験スクール（小学5・6年生）の開催 ⑪福祉教育（各小学校への派遣）福祉用具貸出 ⑫こらぼ糸島、人材派遣事務局との連携 ⑬その他、必要な業務
	[地域福祉計画との整合性] 実施項目1：福祉教育の推進 実施項目2：福祉ボランティアの育成・支援 実施項目4：人権啓発の推進 実施項目17：子育て支援センター運営の充実 実施項目25：認知症サポーターの育成とSOSシステムの強化 実施項目26：災害ボランティアセンターの体制づくり	
4	共同募金配分金による 地域福祉事業	①共同募金運動（前原地区、二丈地区、志摩地区）に係る業務 ②高齢者福祉事業（介護者支援事業、GG大会） ③障がい児（者）福祉事業“きょうだい児支援” ④児童・青少年の福祉事業（福祉教育読本の配布、児童公園の遊具保険、撤去事業） ⑤ひとり親家庭の福祉事業（親子バスハイク事業） ⑥糸島市社会福祉大会の開催（運営委員会） ⑦広報紙社協だよりの記事入稿（年6回） ⑧その他、地域福祉事業に係る業務
	[地域福祉計画との整合性] 全実施項目に対応	
5	団体事務 （民生委員児童委員協議会）	①市民児協会計、報酬事務、その他庶務 ②市民児協運営（総会、役員会 年6回、全員研修会 年1回、全員交流会 年1回） ③地区民児協運営（3地区：定例会 毎月1回） ④専門部会運営（3地区9部会：正・副部会長会議 年1回、交流研修会 年3回） ⑤主任児童委員研修会 年2回 ⑥民生委員・児童委員相談支援業務
	[地域福祉計画との整合性] 実施項目5：民生委員・児童委員への支援	
6	新規 第2次地域福祉活動計画の策定 （平成31年度～平成35年度） （単年度事業）	①第2次地域福祉活動計画書の作成 ②ダイジェスト版の作成（全戸配布） ③地域福祉活動計画策定委員会の開催（年6回） ④庶務 ⑤市とのワーキング会議 ⑥職員研修 ⑦その他、必要な業務

【主管：経営管理課】

No.	指定管理施設名	主たる内容
7	要援護者支援台帳整備事業 (見守りネットワーク台帳)	①災害時要援護者支援台帳の管理業務 ②災害時要援護者支援台帳登録等に係る業務 ③市役所関係各課と協議(台帳のあり方)
	[地域福祉計画との整合性] 実施項目9：一人暮らし高齢者等見守り活動の強化 実施項目12：自主防災組織強化	
8	生活福祉資金貸付 ・福祉金庫事業	①生活福祉資金貸付相談・償還業務 ②福祉金庫貸付相談・償還業務
9	日常生活自立支援事業 (権利擁護事業)	①日常生活自立支援事業相談業務(相談、面接) ②生活支援員業務(支援計画に沿って支援) ③報告・請求・実績管理事務業務 ④法人後見に関する研究、ネットワークへの参画
10	ふくおか ライフレスキュー事業	①ライフレスキュー糸島地区連絡の開催 ②サポーターによる伴走型支援 (現物給付、緊急宿泊、就労支援など)

(4) 市委託事業(主管：総務課) [根拠：定款及び地域福祉計画、県・市契約仕様書]

【主管：総務課】

No.	事業名	主たる内容
1	配食サービス事業	①配食コーディネート業務(利用者、関係者調整) ②配食サービス調整業務(遅出、緊急時出動等) ③委託契約、請求業、その他必要な業務
2	移送サービス事業	①外出支援サービス運営業務 ②委託契約、請求、その他必要な業務

3	手話通訳者等派遣事業	①研修開催、請求業務 ②その他、必要な業務
4	手話奉仕員養成研修事業	①手話奉仕員養成研修補助業務 ②委託契約、請求業務 ③その他、必要な業務
5	特別支援学校高等部 送迎バス運行事業	①特別支援学校高等部送迎バス運行業務 ②委託契約、保護者会、請求業務
6	母子家庭等日常生活支援事業	①母子家庭等日常生活支援業務 ②委託契約、請求業務
7	障害者移動支援事業	①障害者移動支援業務 ②委託契約、請求業務

【主管：地域課】

No.	事業名	主たる内容
8	ふれあい生きいきサロン事業	①サロン設置相談、運営支援、請求支払業務 ②サロン代表者会議 年2回（3地区） ③サロンボランティアの調整及び代表者会、ボランティア研修（年2回）
9	生活支援体制整備事業	①生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）の設置、運営 ②ニーズの把握、社会資源の整理 ③地域ささえあいサポーター等養成研修の実施 ④第2層協議体の設置推進 新規 ⑤その他、必要な業務
10	新規 糸島市あんしん 生活サポート事業	①訪問B管理業務（推進員・サポーター支援業務、連絡会議開催事務、支払い事務等） ②連絡会 年12回 ③その他、必要な業務
11	新規 地域力強化推進事業 （我が事丸ごとの地域づくり 推進事業）	①住民主体的に地域課題を把握し、その課題解決を試みる場の設置推進 ②まるごと受け止める場の設置推進 ③CSWとしての伴走型支援 ④その他、必要な業務

【主管：介護福祉課】

No.	事業名	主たる内容
12	障害者支援区分認定調査事業	①障害支援区分認定調査（訪問） ②委託契約、請求業務
13	家庭介護者向け研修会 （3地区で開催）	①研修会開催業務 ②座学、実技の講師派遣

（5） 相談支援事業[根拠：市契約仕様書及び定款、地域福祉計画]

【主管：介護福祉課】

No.	事業名	主たる内容
1	前原東地域包括支援センター	①総合相談支援業務 ②介護予防マネジメント業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント業務 ⑤指定介護予防支援業務 ⑥介護予防プランの作成（調整、訪問、担当者会議、モニタリング、提供発送準備及び事務） ⑦介護予防啓発等事業の開催 ⑧地域ケア会議の開催 ⑨その他、必要な業務
2	障がい者相談支援センター	①障がい者相談支援業務 ②権利擁護支援業務 ③自立支援協議会業務 ④サービス利用等計画業務 ⑤その他、必要な業務

（6） 介護保険事業[根拠：介護保険法及び定款]

【主管：介護福祉課】

No.	事業名	主たる内容
1	居宅介護支援事業	①介護認定の申請手続きや更新手続きの申請代行 ②介護サービス計画（ケアプラン）の作成およびサービス提供の支援 ③その他、介護サービスに関する相談、紹介等

2	訪問介護事業及び 第1号訪問事業	①身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助・整容、身体の清拭、通院の介助等） ②生活援助（掃除・調理、洗濯、買い物等） ③その他、訪問介護に関する業務
3	通所介護事業及び 第1号通所事業 （あごらデイ、それいゆ）	①送迎、体温・脈拍・血圧の測定等 ②排泄の介助やおむつ交換、入浴介助、食事介助 ③食事サービス、入浴サービス ④身体機能の維持訓練、レクリエーションの実施 ⑤生きデイ教室（前原東圏域） ⑥その他、通所介護に関する業務
4	地域密着型及び 第1号通所事業 （福寿苑、宅老所はまゆう）	①送迎、体温・脈拍・血圧の測定等 ②排泄の介助やおむつ交換、入浴介助、食事介助 ③食事サービス、入浴サービス ④身体機能の維持訓練、レクリエーションの実施 ⑤運営推進会議の開催 ⑥その他、地域密着型通所介護に関する業務
5	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業	①巡回型訪問サービスの提供 ②緊急時など随時訪問 ③その他、必要な業務

(7) 障害者総合支援事業[根拠：障害者総合支援法、児童福祉法及び定款]

【主管：介護福祉課】

No.	事業名	主たる内容
1	障がい者居宅介護事業	①身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助・整容、身体の清拭、通院の介助等） ②生活援助（掃除・調理、洗濯、買い物等） ③重度訪問（常時介護が必要な重度の肢体不自由や一定の要件を満たした障害者が対象） ④同行援護（視覚障害者が対象） ⑤行動援護（知的障害者区分3以上、児童が対象）
2	生活介護事業 （障害者デイサービス）	①送迎、体温・脈拍・血圧の測定等 ②排泄の介助やおむつ交換、入浴介助、食事介助 ③食事サービス ④入浴サービス

		<ul style="list-style-type: none"> ⑤身体機能の維持訓練、レクリエーションの実施 社会適応訓練の実施等 ⑥その他、生活介護に関する業務
3	<p style="text-align: center;">基準該当生活介護 サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①送迎、体温・脈拍・血圧の測定等 ②排泄の介助やおむつ交換、入浴介助、食事介助 ③食事サービス ④入浴サービス ⑤身体機能の維持訓練、レクリエーションの実施 社会適応訓練の実施等
4	<p style="text-align: center;">放課後等デイサービス事業 (児童福祉法の障がい児通所 支援事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①放課後等デイサービス計画の作成 ②レクリエーションの実施等 ③その他、放課後等デイサービスに関する業務

平成30年度年間行事予定表

月	事 業 内 容
4	広報紙「みんなのふくし」発行（第50号） 福祉委員研修会 4月13日（金曜日） 場所：人権センター
5	監査（決算） 糸島わいわいフェスタ2018（ボランティア・福祉まつり） 5月20日（日曜日）
6	広報紙「みんなのふくし」発行（第51号） 校区社協会長・局長会議 6月29日（金）15時～ 苦情解決第三者委員会（前年度後期分 10月分～3月分） 理事会、定時評議員（理事会の2週間後に開催）
7	ひとり親家庭バスハイク 7月8日（日）
8	広報紙「みんなのふくし」発行（第52号） 福祉体験スクール 8月1日（水曜日）、 2日（木曜日）
9	
10	共同募金運動開始（12月31日まで） 広報紙「みんなのふくし」発行（第53号） 第8回糸島市社会福祉大会 10月13日（土）
11	苦情解決第三者委員会（前期分 4月～9月）
12	広報紙「みんなのふくし」発行（第54号）
1	
2	広報紙「みんなのふくし」発行（第55号） 校区社協会長・局長会議
3	理事会・評議員会
第2次糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 災害時要援護者支援台帳 新規調査（7月～） 実習生（西南大学1人 8/9～9/14 久留米大学2人 9/26～10/27） 福岡市立今津特別支援学校1人 7/5～7/7	

平成30年度訪問介護事業及び第一号訪問事業計画

【基本方針】

訪問介護事業及び第一号訪問事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこないます。

また本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 他職種との連携を強化し、専門性を高め、より多くの利用者に対し、多様なニーズに応じた質の高いサービスを提供します。
- (2) 喀痰吸引等事業所登録を行い実施しています。資格者12名となり、さらなる増員と定期的な研修受講でのスキルアップに努めます。
- (3) ヘルパーが働きやすい環境づくりに努めます。

糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 利用者の変化や課題を常に意識し、関係者との連携により問題解決を図ることで、安心して在宅生活を送っていただける支援を目指します。
- (2) 継続的な研修により幅広いニーズに適切な対応ができる技術・知識の向上を目指します。

糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 利用者の状態を把握し、関係者との連携を深め、利用者の生活が向上するよう自立の援助に努めます。
- (2) 積極的に外部研修を受講し、自己研鑽に励み、ヘルパー資質を高め、利用者へ質の高いサービスの提供に努めます。

		前原	二丈	志摩
職員体制	管理者	(1)	(1)	(1)
	サービス提供責任者	7	3	3
	訪問介護員	20	11	13+5(姫島)
	計	28人	14人	21人
サービス内容	営業日	365日	365日	365日
	営業時間	8時30分~17時15分	8時30分~17時15分	8時30分~17時15分
	サービス提供時間	24時間	24時間	24時間
	事業所のサービス種別	身体介護 生活援助	身体介護 生活援助	身体介護 生活援助
	その他該当する体制	特定事業所加算Ⅱ (所定単位の10%加算) 登録喀痰吸引等事業者	特定事業所加算Ⅱ (所定単位の10%加算)	特定事業所加算 無

平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業計画

【基本方針】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報に対応し、必要に応じて居宅を訪問し、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応を行います。

ヘルパーステーション それいゆ

【重点目標】

- (1) 地域包括ケアの介護サービスの充実に向けて、定期巡回・随時対応型サービスを市民や関係事業所・団体へ積極的に周知します。
- (2) 「介護・医療連携推進会議」を定期的を開催し、サービス提供状況などを報告し、評価をうけるとともに、必要な要望や助言等を聴き、利用者・家族のニーズに対応していくよう努めます。
- (3) 情報共有システム「カナミックネットワーク」を活用する等、糸島医師会病院、今津赤十字病院の各訪問看護ステーションと密に連携を取り重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えていくよう努めます。
- (4) 利用者の増加や利用者の状況変化に対応していくための人材確保に努めます。
- (5) アセスメント・モニタリングを的確に行う事で適切な支援を実施し、介護職員を効率よく配置します。
- (6) 研修会等へ参加し、介護員の質の向上を図ります。

職員 体制	管理者	(1)
	計画作成責任者	(2)
	オペレーター	4
	随時訪問介護員	12
	定期訪問介護員	12
	計	12人
サー ビス 内容	営業日	365日
	営業時間	24時間（連絡できる体制を取る）
	サービス提供時間	24時間
	事業所のサービス種別	連携型（連携先の訪問看護事業所と協定）
	その他該当する体制	総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 Iーイ 登録喀痰吸引等事業者

平成30年度通所介護事業及び第一号通所事業計画

【基本方針】

通所介護事業及び第一号通所事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設に通い、健康チェック、入浴、食事、リハビリの提供等の日常生活上の世話、機能訓練をおこないます。また、本会の理念でもある「糸島に住み続けたい願いの実現」に向けて、介護が必要になってもすぐに施設や病院に入所・社会的入院をするのではなく、できる限り地域の中で過ごすことができるように医療・介護・福祉が連携して、利用者やその家族へ支援を行う包括ケアサービスの提供に努めます。

糸島市社会福祉協議会デイサービスセンター

【重点目標】

- (1) 作業療法士を2人配置し、IADLの改善に向けた個別リハビリの充実を図っていくとともに心身機能の詳細な評価や新たなプログラムの構築を目指します。
- (2) 医療・介護の連携を重視し、地域包括ケアシステムの構築に向けての組織づくりを進めます。
- (3) 介護事故防止のため、個別の事故ケースを想定し、ミーティング等で予防対応策を十分検討し、職員間で徹底を図ります。(リスクマネジメントの充実)
- (4) 利用者だけでなく利用者家族等のケアも心掛け、介護負担の軽減を目指します。

糸島市社会福祉協議会デイサービス「それいゆ」

【重点目標】

- (1) 居宅サービス計画書に基づき、利用者及び家族のニーズを把握し、両者に満足のいくサービスを提供することで、継続利用に繋げていくよう努めます。
- (2) 病状が不安定な利用者も増え、家族・ケアマネ・医療機関との連絡を取り合いながら病状の変化などに注意し、必要に応じ受診の援助等、柔軟に対応します。
- (3) 起こりうる介護事故のケースを個別に検討し、予防策を全職員に周知徹底させることで事故防止に努めます。

		あごら	それいゆ
【職員体制】	管理者	(1)	(1)
	生活相談員	4	3
	看護職員	5 ※1名休職中	4
	理学療法士等	4	1
	介護員その他	24	17
	計	37人	25人
【サービス内容】	事業所の区分	通常規模型事業所 第一号通所事業	通常規模型事業所 第一号通所事業
	定員	55人	35人
	営業日	火曜日～土曜日(12月29日 から翌年1月3日を除く)	12月29日から翌年1月3日を除く 毎日
	サービス提供時間	10時から16時30分	10時から17時15分
	時間延長サービス	対応不可	対応可(I～V)
	介護の体制	入浴介助体制 サービス提供体制強化加算I□ 個別機能訓練加算 I・II	個別機能訓練加算I サービス提供強化体制加算I□
	介護予防の体制	運動器機能向上加算 事業所評価加算	事業所評価加算
その他の特徴	「生きがいデイ教室」を開催	有料宿泊サービス 夕食サービス	

平成30年度地域密着型通所介護及び第一号通所事業計画

【基本方針】

地域密着型通所介護及び第一号通所事業は、糸島市の指定を受け、市内の被保険者を対象に要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設等に通い、健康チェック、入浴、食事、リハビリの提供等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

また事業の実施にあたっては、地域関係者が参加した運営推進会議を開催し、地域に開かれた総合的なサービスの提供に努めます。

糸島市社会福祉協議会デイサービス「福寿苑」 (二丈)

【重点目標】

- (1) 近隣施設と協力し、地域住民の方々に認知症の理解を深めるための活動等を行い、認知症になっても、安全・安心に過ごせる地域を目指します。
- (2) 支援事業者にてサービス「福寿苑」での活動・実績等を幅広く周知し、新規利用者の獲得を目指します。
- (3) 地域行事にも、積極的に参加や交流を行ない、協力と理解を深めます。

糸島市社会福祉協議会デイサービス「はまゆう」 (志摩)

【重点目標】

- (1) 通い慣れた場所で安心して介護が続けていけるよう延長サービスや宿泊サービスなど細やかな支援に努めます。
- (2) 非常災害時に避難できる体制を図り、職員の防災意識の向上に努めます。
- (3) はまゆうを色々な方に知っていただけるよう広報活動に努めます。

		福寿苑	はまゆう
【職員体制】	管理者	(1)人	(1)
	生活相談員	(3)人	2
	看護職員	2	3
	介護員その他	10人	5
	計	15人	9人
【サービス内容】	事業所規模の区分	地域密着型通所介護 第一号通所事業	地域密着小規模型事業所 第一号通所事業
	定員	18人	18人
	営業日	12月31日から翌年1月3日を除く毎日	12月30日から翌年1月3日を除く毎日
	サービス提供時間	9時30分～17時	9時30分～17時
	時間延長サービス	対応可	対応可
	介護の体制	入浴介助体制 地域通所介護サービス提供体制 加算ⅠⅡ	入浴介助体制
	介護予防の体制	通所型サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ
	その他の特徴		有料宿泊サービス

平成30年度居宅介護支援事業計画

【基本方針】

居宅介護支援事業は、利用者の自立支援を目的にその有する能力に応じた支援を行う。サービス提供にあたっては、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅サービス計画を作成します。

利用者の立場を考え、行政をはじめ、医療・保健・福祉関係団体との連携を行い、インフォーマルな支援も視野に入れた質の高い居宅介護支援事業所の運営に努めます。

糸島市社会福祉協議会ケアプランセンター

【重点目標】

(1) 地域包括支援センターや行政からの困難ケース等の依頼を積極的に受け入れることができるよう、主任ケアマネジャーを中心とした研修会への参加や毎週一回の定例会議の充実に努めます。

(2) 利用者及び家族の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、定期的な事例検討会を開催し、個々のケアマネジャーの資質向上に努めます。

【職員体制】	管理者	1人
	介護支援専門員	8人
	計	9人
【サービス内容】	営業日	12月29日から翌年1月3日を除く 月曜日から日曜日 ※営業日、営業時間以外も電話等により連絡可能な体制とする
	営業時間	8時30分～17時15分
	その他該当する体制	特定事業所加算Ⅱ

平成30年度地域包括支援センター運営計画

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように「医療」「介護」「介護予防」「見守り・生活支援」「住まい」の各分野が連携し地域包括ケアシステムを推進し、糸島市高齢者福祉サービスの代行申請、介護予防や生活支援事業の連絡調整、認知症に対する相談支援などを行政や保健・医療・福祉の関係機関、団体と連携しながら、高齢者福祉に関する総合的な相談を行います。

また、介護予防事業についても、前原東圏域で住民のニーズに合わせて、介護予防教室の開催や地域ケア会議を通じて、自立に向けた支援につながるような検討を行い、その検討結果から地域課題を発掘し課題解決に向けた取り組みを行います。

平成30年度糸島市地域包括支援センター運営方針に沿って活動を行います。

【重点目標】

- (1) 「前原東地域包括支援センターだより」を発行して、センターの周知や取り組みの紹介をおこない、地域の方から相談を受けやすい環境を作ります。
- (2) 地域ケア会議を通じて、高齢者個人の生活に関わる課題の解決や自立に向けた支援につなげていきます。検討を積み重ねていき、地域特有の課題等の把握に努めるとともに、校区へ出向き、地域ケア会議を開催して地域の特性を把握のうえ、特有の課題解決や高齢者の支援にかかる地域の社会資源の活用に向け、包括的・継続的な支援に取り組みます。
- (3) 介護事業者や医療機関等、行政区関係者などとのネットワークを強化することでの相互の情報共有化や総合相談などから、支援が必要な高齢者の情報や地域状況の把握・収集を進めます。また、地域の社会資源の情報などの把握を地域ケア会議等において行い、高齢者の支援につなげます。
- (4) 認知症になっても高齢者や家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携や地域の支えあいの推進、相談機能の充実、権利擁護への取り組みなど、積極的に認知症高齢者支援を行います。また、認知症の予防、早期発見及び適切な対応を図るために、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、その支援に取り組みます。

【職員体制】	管理者	1	【サービス内容】	営業日	月曜日から土曜日 (日、祝、※年末年始休み) <small>※12月29日～翌年1月3日</small>
	保健師・看護師	2			
	主任ケアマネ	2		営業時間 (24時間 連絡がとれる 体制)	8時30分 ～ 17時15分
	社会福祉士	2			
	プランナー	6			
	業務補助	1			
	計	14人			

平成30年度障がい者居宅介護事業計画

【基本方針】

障がい者居宅介護は、身体・知的・精神の3障がいを対象に利用者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をします。

重度訪問介護は、常時介護を要する重度の肢体不自由者の居宅において入浴、排泄又は食事の介護及び外出時の介護をします。

行動援護は、行動上著しい困難を有する知的障がい者又は精神障がい者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の介護をします。

糸島市社会福祉協議会ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 様々な利用者のニーズに対応するため多職種と連携し、利用者に寄り添いながら在宅生活を支えます。
- (2) 喀痰吸引等の特定事業所登録を行ない実施しています。有資格者は12人になり、医療職による定期的な指導を受け、より安全に支援が実施されるよう努めます。
- (3) ヘルパーが働きやすい環境づくりに努めます。

糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 幅広い利用者の障害特性にあった対応ができるよう知識・技術の向上を目指し、より質の高い支援を提供できるよう努めます。
- (2) 利用者や関係機関からより信頼していただける関係作りに努め、利用者のさらなる拡大に努めます。

糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション

【重点目標】

- (1) 利用者の障がいや難病の状態をより深く理解するとともに、特定事業所として、質の高い介護計画を作成し、丁寧な支援に努めます。
- (2) 各種研修を受け、自己研鑽に努めるとともに、利用者との信頼関係を深め、複雑化するニーズに応えられるようにします。

		前原	二丈	志摩
【制】 【職 員 体】	管理者	訪問介護事業と 同じ体制	訪問介護事業と 同じ体制	訪問介護事業と 同じ体制
	サービス提供責任者			
	訪問介護員			
	計			
【サ ー ビ ス 内 容】	営業日	365日	365日	365日
	営業時間	8時30分~17時15分	8時30分~17時15分	8時30分~17時15分
	サービス提供時間	24時間	24時間	24時間
	事業所の サービス種別	身体・家事援助 重度訪問、行動援護	身体・家事援助 重度訪問・同行援護	身体・家事援助 重度訪問・同行援護
	その他該当する体制	特定事業所加算Ⅱ (所定単位の10%加算) 登録喀痰吸引等事業者	特定事業所加算・無	特定事業所加算Ⅱ 特別地域加算 (所定単位の15%加算) 登録喀痰吸引等事業者 申請中

平成 30 年度生活介護事業計画

【基本方針】

生活介護事業は、利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、相談その他日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

また本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

基準該当生活介護

【重点目標】

- (1) 個別リハビリの充実を図り、身体機能の維持・向上を目指します。
- (2) 自宅での入浴が困難な方に対し、安全な入浴サービスを実施し、身体の清潔保持を支援します。
- (3) 在宅生活が継続できるよう通所介護計画に沿った適切な援助を行います。

障がい者生活介護事業所ひまわり

【重点目標】

- (1) 障がいの程度により、医療的ケアが必要である利用者には、主治医の指導の下、適切な対応を行います。
- (2) 利用者及び家族の意向に基づき、個別援助計画やサービス利用等計画に沿った適切な援助を行います。

		あごら	ひまわり
【職員体制】	管理者	通所介護事業と同じ体制	(1)
	サービス管理責任者		1
	看護職員		3
	生活支援員		6
	その他（作業療法士等）		(1) ※嘱託医
	計		10人
【サービス内容】	事業所規模の区分	基準該当生活介護	生活介護
	定員	20	20
	営業日	火曜日～土曜日 12月29日から翌年1月3日を除く	月曜日～土曜日 12月29日から翌年1月3日を除く
	営業時間	8時30分～17時15分	8時30分～17時15分
	送迎サービス	有	有
	入浴サービス	有	有
	食事サービス	有	有
	その他の特徴	機能訓練・機械浴	嘱託医 (おくホームクリニック)

平成30年度放課後等デイサービス事業計画

【基本方針】

放課後等デイサービス事業は、特別支援学校及び特別支援学級に通う障がい児を対象に保護者及び障がい児の意向、障がい特性、その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき障がい児に対して各種サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施し、適切かつ効果的な通所支援サービスを提供します。

また、国が示すガイドラインに沿った自己評価及び保護者等からのアンケートによる評価を行ない、職員間で課題について共有し、結果についても保護者等へフィードバックすることで、支援の質の向上を行います。

あごらクラブ

【重点目標】

- (1) 適切な放課後等デイサービス計画の作成を行います。
- (2) 生活能力の向上や社会との交流を図ることができるよう効果的な指導及び訓練を行います。
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行なうための専門職を配置し、個別の身体及び精神の状況に応じた指導及び訓練を行います。
- (4) 学校及び児童福祉施設、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する事業所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

		1単位（にじ組）	2単位（そら組）
【職員体制】	管理者	1（兼務）	
	児童発達支援管理責任者	1	1
	指導員・保育士・支援員	6	6
	機能訓練担当職員	—	1（兼務）
	運転手	1（福岡伊都バス委託）	
	計	16	
			10
【サービス内容】	定員	10	10
	営業日	月曜日～土曜日 (国民の休日、12月29日から翌月1月3日を除く)	
	営業時間	8時30分～17時15分	
	サービス提供時間	学校日 13時～17時 休業日 9時30分～17時	
	送迎加算	有	有
	指導員加配加算	有	有
	特別支援加算	無	有

平成30年度障がい者相談支援センター運営計画

【基本方針】

障がい者相談支援センターは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等の方やその家族からの相談を受け、問題解決のために必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス事業者への連絡調整、障がいがある人の権利擁護のための必要な援助などを保健・医療・福祉の関係機関、団体等と連携しながら総合的な相談支援を行います。

また、福祉サービス等を利用する際に必要となる、計画相談においても利用者・家族のニーズに対応できるように、福祉サービス事業所と連携を図ります。

【重点目標】

- (1) 障がい者等やその家族、関係機関からの来所や電話及び訪問による各種相談に応じ、障がい者等の安心した地域生活と自立支援のため、制度やサービス等社会資源の情報収集に努め、情報提供を行います。
- (2) 糸島市自立支援協議会や保健所が行う糸島地区精神障害者社会復帰促進事業関係者会議や定例ケース検討会を通じて、障がい者支援施設や障がい者団体をはじめ保健福祉事務所、特別支援学校等の関係機関と連携し、障がい者をめぐる地域の課題を共有し、課題解決のための協議を進めます。
- (3) 計画相談作成にあたり、利用者・家族のニーズを把握し、福祉サービス事業所等と連携して、利用者の支援に努めます。

【職員体制】	管理者	1	【サービス内容】	営業日	月曜日から金曜日 (土、日、祝、※年末年始休み) ※12月29日から翌年1月3日
	相談員	1			
	計画作成員	1		営業時間	9時～17時
	計	3人			